

ポイント解説 ◆ 法改正情報

第5回/全8回

社労士試験において必須となる、多岐に渡る法改正への対応。しかし、独学でそれを押さえていくのは至難の業です。この連載では毎月、試験対策上特に覚えておきたい法改正情報を中心に解説していきます。

社会保険労務士
加藤光大



☑ 雇用保険法 国庫負担

(1) 育児休業給付に要する費用に係る国庫負担（法附則13条1項、14条1項）

育児休業給付に要する費用に係る国庫の負担額について、暫定措置を廃止し、国庫は、育児休業給付に要する費用の**8分の1**を負担するものとしました。

(2) 介護休業給付に要する費用に係る国庫負担（法附則14条1項）

介護休業給付に要する費用に係る国庫の負担額について、暫定措置を延長し、「令和4年度から令和6年度まで」と規定されていたのを「令和6年度から**令和8年度**まで」とし、令和8年度までの各年度の国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の100分の10に相当する額とするものとしました。

給付等の種類	国庫負担の割合		
	原則	暫定措置	令和6年度～令和8年度
雇用継続給付（介護休業給付金に限ります）に要する費用	8分の1	8分の1 × 100分の55	8分の1 × 100分の10
育児休業給付に要する費用	8分の1		
職業訓練受講給付金に要する費用	2分の1	2分の1 × 100分の55	

(3) 暫定措置の廃止（法附則15条）

雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、**令和9年**4月1日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

「令和7年4月1日」とあったのを「**令和9年**4月1日」とし、暫定措置の廃止を先送りしました。